

岐阜市内第2次都市計画道路見直し方針（案） 概要版

はじめに

- 本市では、平成18年3月に「岐阜市内都市計画道路の見直し方針」（以下「第1次見直し方針」という）を策定し、この方針に基づき平成24年度までに見直しを実施しました。
- 近年の社会情勢等の変化に対応し、持続可能な都市を目指すため、再度現在の都市計画道路を見直すための基本的な考え方を検討しました。
- 今後この方針により、第2次の都市計画道路の見直し候補路線（案）の抽出を行い、見直しについて理解が得られた路線について、都市計画変更手続き等を進めていく予定です。

都市計画道路とは

都市計画道路とは

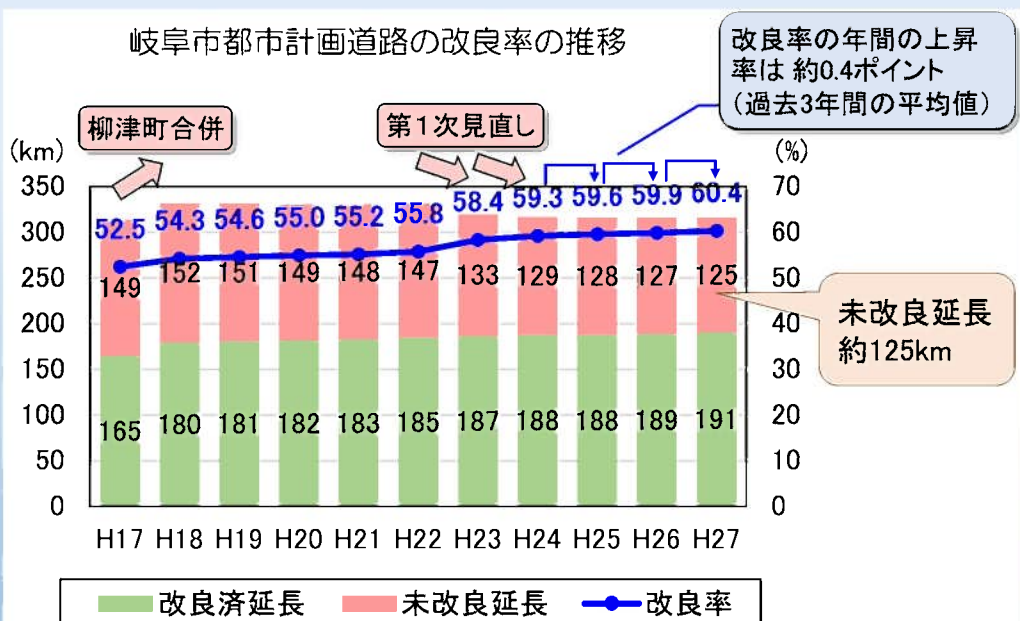
都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を確保するための都市施設として、都市計画法に基づいて決定された道路です。

都市計画道路の見直しとは

都市計画道路が整備に長期間を要することから、「都市計画運用指針（国土交通省）」や「岐阜市都市計画マスタープラン」に示されているとおり、最新の都市計画基礎調査や都市交通調査等に基づき、将来都市像を踏まえ、都市計画道路の必要性や役割、配置・規模等の検証を改めて行い、広く市民の皆様からご意見を頂いた上で、計画の廃止や幅員の変更を行うものです。

① 都市計画道路の整備状況

- 本市の都市計画道路122路線（約316km）のうち、改良済は約191km（改良率：60.4%）で、約125km（69路線）の未改良区間が存在します。（平成27年3月時点）
- 改良率の年間の上昇率は、約0.4ポイント（過去3年間の平均値）で僅かです。
- ⇒依然として未改良区間が多く、今後、全てを整備するには多大な年数を要します。



② 第1次見直しの実施

- 平成18年3月に「都市計画道路見直し方針」を策定し、見直し路線11路線（約17km）について都市計画変更が完了しました。
- 見直しに伴い改良率が約3ポイント上昇しました。
- ⇒第1次見直し方針策定から約10年が経過しました。

- ＜評価視点＞
- ①整備の緊急性や投資効果
 - ②市の魅力や活力向上
 - ③環境に優しい公共交通活用
 - ④地域の安全・安心・暮らし
 - ⑤道路機能の変化

③ 社会情勢の変化と課題

①人口減少・高齢化社会の進展

- 人口は平成22年の41.3万人をピークに減少期に入り、平成52年には33.7万人（19%減少）を予測
- 高齢者の割合は24%から35%を予測
- ⇒人口減少や人口の地域的な偏り・密度等を踏まえた将来交通量等による計画が必要
- ⇒多様な利用者が安全に安心して共存できる道路環境を考慮した計画が必要

②道路利用状況

- 10年前と比べ、市内で完結する移動が減少し、市外へ出入りする移動が増加
- 市内全体の交通需要は、平成47年には減少見込み
- ⇒各道路の求められる役割・機能等の変化を踏まえた計画が必要

③財政状況の悪化

- 県市ともに投資的経費が減少しており、今後も公共投資に係る財源確保が厳しくなると想定
- ⇒効率的・効果的に整備するため、「選択と集中」を図る観点で見直しが必要

④防災・減災対策による整備方針

- 東日本大震災後、防災拠点等の見直しにより緊急輸送道路の位置付けを追加し、整備基準を設定
- ⇒緊急輸送道路等の見直しにより、道路の役割や機能等の変化を踏まえた計画が必要

⑤道路整備等の将来像

- 都市計画マスタープラン(H20.12)、岐阜市総合交通戦略(H26.3)、岐阜市地域公共交通網形成計画(H27.3)を策定
- ⇒将来像の変化等に対応した計画が必要

⑥建築制限に対する司法の見解

- 都市計画道路における建築制限の損失補償や、都市計画の正当性等に関する訴訟事例
- ⇒建築制限の解消により沿道土地利用の有効活用を図る等、適正な都市計画の運用を踏まえた計画が必要

④ 第2次見直しの必要性

見直しの必要性

- 社会情勢等の変化による課題を解決し、真に必要な道路網を構築する。
- 都市計画の正当性を合理的に説明し、都市計画に対する信頼性・透明性を高める。
- 都市計画による権利制限を解消する。

第2次都市計画道路見直しを実施します。

⑤ 見直しによる効果

- 人口減少・高齢化社会の進展や環境への配慮等、社会情勢等の変化に対応した都市計画道路網が構築されます。
- 必要な道路が明確化されることにより、真に必要な道路整備が進められます。
- 都市計画の信頼性・透明性を高めることができます。
- 建築制限の解消により、沿道地権者の土地の有効活用が期待できます。
- 建築制限の解消により、土地の流動性が高まり、まちの活性化が期待できます。

⑥ 見直しの基本的な考え方

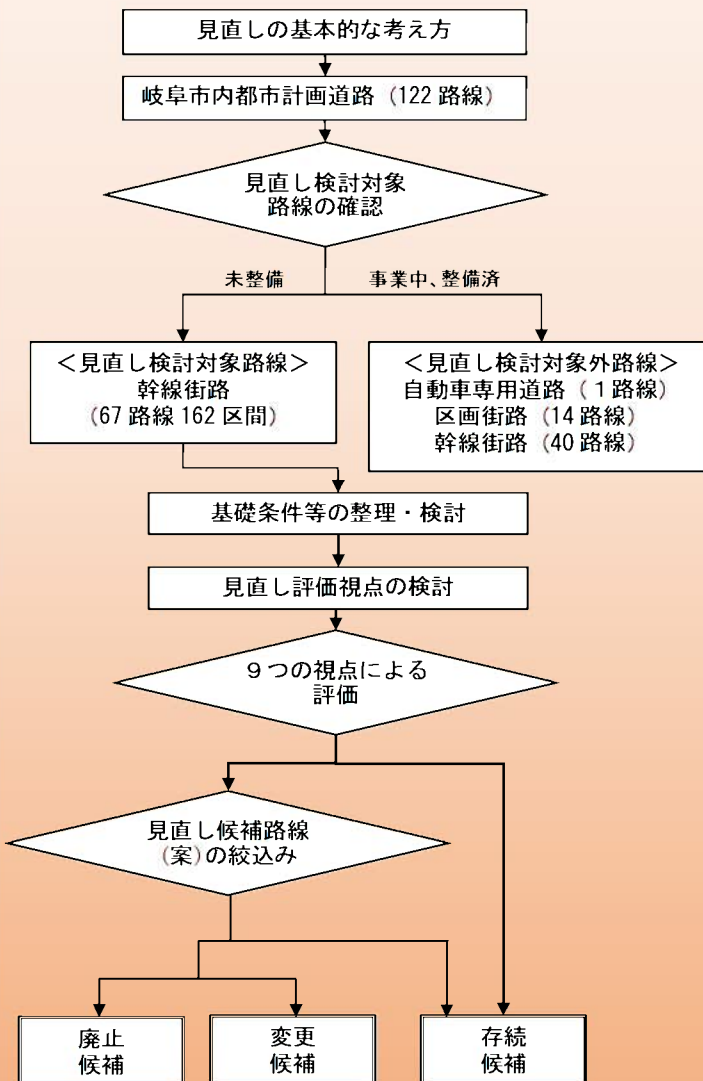
道路を「つくる」から「賢く使う」～利用状況やニーズ、将来都市像の的確な反映を前提に～

- 第2次見直しでは概ね20年後の都市を展望した上で、将来都市像や社会情勢等の変化に対応し都市計画の正当性を合理的に説明するために、量的・質的に必要な道路整備を検証し、真に必要な路線に絞り込むことが必要です。
- 特に、地域の特性を重視したきめ細かな見直しや、限られた財源の中で既存ストックを最大限に有効活用する等、道路を「つくる」から「賢く使う」観点で、積極的に見直しを実施します。
- 時代に適合した都市計画道路網に見直し、不要な権利制限を解消することが非常に重要です。

⑦ 見直しの評価方法

見直しの評価手順

- 9つの視点により見直し検討対象路線（区間）を評価します。
- 9つの視点により評価された路線（区間）について、見直しの合理的な整理等を踏まえた上で、見直し候補路線（案）の絞り込みを行い、廃止・変更・存続候補を決定します。



見直し評価視点

評価視点① 整備の緊急性や投資効果

- 渋滞対策や交通安全対策など緊急性があるか？
- 事業の投資効果が低いのか？

評価視点② 市の魅力や活力向上

- まちづくり資産を保存し、市の魅力向上や活力増進を図ることができるか？

評価視点③ 環境にやさしい公共交通活用

- 幹線バスなどのサービス水準を向上し、活用を図ることができるか？

評価視点④ 地域の安全・安心・暮らし

- 生活者の視点に立った時、歩行者や自転車の交通安全面、地域の防災面などはよいか？

評価視点⑤ 道路機能の変化

- 道路整備の経過を踏まえて求められる道路機能が変化しているか？

評価視点⑥ 地域の状況を踏まえた歩道の必要性

- 周辺の施設(学校等)や新たな拠点整備の予定等、地域の状況を踏まえて求められる歩道機能が変化しているか？

評価視点⑦ 居住環境の保護

- 大規模な住宅等の取り壊しにより、地域のコミュニティを分断し、大きな影響を及ぼす恐れがあるか？

評価視点⑧ 道路構造物の既存ストックの有効活用

- 耐震補強等の予防保全のための対策が実施されている等、既存の道路構造物を有効活用できるか？

評価視点⑨ 沿道土地利用の有効活用

- 建築制限を解消し、沿道土地利用の有効活用を図ることにより、地域の活性化が期待できるか？

⑧ 絞り込み結果の分類

- 第2次見直し方針により現在の計画の検証を実施すると、次のような分類で都市計画変更を行うこととなります。

廃止候補

- 路線・区間そのものの整備の必要性が低いと評価された場合、当該路線・区間を廃止する都市計画の変更を行います。現道は、今までどおり利用できます。

変更候補

- 現在の計画幅員による整備の必要性が低いと評価された路線・区間では、計画幅員を現道の幅員や将来必要となる車線数等が確保できる幅員に縮小する都市計画の変更を行います。

存続候補

- 現在の計画について、今後の必要性が確認された路線・区間では、変更は行わず、今後も存続し、整備を進めます。

⑨ 見直しの進め方

①第2次見直し方針の策定

- 見直し方針は、岐阜市都市計画審議会や岐阜県、道路管理者等の関係機関と協議・調整を行い、パブリックコメントにより広く市民に意見募集し、その結果を踏まえて策定します。

②見直し候補路線（案）の確定

- 見直し候補路線（案）は、策定した見直し方針に基づき検討し、関係機関と協議・調整を行い、確定します。

③見直し候補路線・都市計画変更手続き

- 見直し候補路線（案）について、パブリックコメントや関係地域住民説明会を実施し、見直しについて理解が得られた路線を対象に、都市計画変更の手続きを進めていきます。

⑩ 今後の継続的・定期的な検証

- 都市計画道路の見直しは、「継続的・定期的な検証」として概ね10年毎に見直し検討を行うことを基本とし、都市計画に対する信頼性・透明性を高めていきます。

